

○養護老人ホームときわ寮指定訪問介護(予防)事業運営規程

平成 18 年 4 月 1 日

規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、御坊日高老人福祉施設事務組合(以下「組合」という。)が設置運営する養護老人ホームときわ寮訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護(予防)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 この事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介護等その他の生活全般にわたる援助、支援を行う。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業の運営にあっては、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年和歌山県条例第 65 号)及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 24 年和歌山県条例第 66 号)を遵守する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 養護老人ホームときわ寮訪問介護事業所

(2) 位置 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180

(職員の区分及び定数)

第 4 条 事業を行う事業所に次の職員を置く。

(1) 事業管理者 1 人(常勤・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施設事業」という。)及び養護老人ホームと兼務)

(2) サービス提供責任者 2 人(常勤・訪問介護員と兼務)

(3) 訪問介護員 16 人(常勤・うち 2 人はサービス提供責任者と兼務・14 人は養護老人ホーム支援員及び特定施設事業介護員と兼務)

(職務内容)

第 5 条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 事業管理者 従業者及び業務の管理を、一元的に行うとともに、従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 訪問介護(予防)計画の作成等及び、事業所に対する指定訪問介護(予防)の利用の申込みに係る調整・訪問介護員に対する技術指導等を行うとともに、サービス内容の管理を行うものとする。

(3) 訪問介護員 指定訪問介護(予防)の提供に当たる。  
(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 午前5時～午後10時  
(指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 指定介護予防訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ)…1週に1回程度
- (2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ)…1週に2回程度
- (3) 介護予防訪問介護費(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合  
(利用料等)

第8条 指定訪問介護(予防)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護(予防)が法定代理受領サービス(現物給付)である場合は、その1割の額とし、法定代理受領サービスでない場合は、その全額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)を、事業所の見やすい場所に掲示する。  
(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 美浜町  
(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員は、訪問介護(予防)を提供している時間内に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、養護老人ホームときわ寮消防計画に準拠し、火災、地震その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定訪問介護(予防)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための措置を講じるとともに、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 箇月以内

(2) 継続研修 年 12 回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 9 号)

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 3 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 13 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 3 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 18 号)

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 15 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。